

診 斷 京 都

(題字 川上会長筆)

初春号 VOL.4 No. 1 '72

目 次

年頭所感	1	登録更新研修	3
献寿	1	公害対策の最近の話題から (1)	4
暮らしこと経営を固め住民運動をすすめよう	2	年賀広告	7
本立ちて道生ず	3	会員消息	8
隨筆	3	お知らせ	8
俳句	3	てーるらんぶ	8

年頭所感社団法人中小企業診断協会会長 川上為治
参議院議員

京都支部の皆様方、明けましてお目出とうございます。昭和47年はなかなか難しい年でございます。昨年の通貨調整以来、不況の波がひしひしと迫って参り、中小企業にとりましては、誠に苦しい経済環境となっております。これを打開する方法として、二つの方策が存在すると考えます。その一つは経営の合理化であります。中小企業の合理化を促進するためには、診断士の先生方のご活動にまつところが甚だ大きいものと考えます。他の一つは中小企業の政治力を結集することです。中小企業は、人口、生産、販売等の面で大きな比重を占めているにもかかわらず、政治力の結集が弱いために、種々な場合に損をしております。

中小企業の苦況を打開するために、私は先生方と手をたずさえて、この二つの方策を強力に進めたいと存じます。

献寿

京都支部長 中谷弥太郎

あけましておめでとうございます

会員の皆様にはご健勝でご繁栄の裡に輝かしい新春を迎えて戴きましたことと謹んでお祝い申し上げます。尚支部の運営には日頃何かと格段のご協力を賜わりましたおかげで大過なく希望に満ちた歳を迎えることが出来ましてありがとうございます。

顧みますれば71年は内外共に激動の年であり嘗て我国は高度成長のもとで泰平を謳歌した昭和元禄ムードもアメリカの激震によって政治経済を揺がす大津波の余波を受けその生々しい爪跡も癒す間もなく亥歳は猪突猛進暴威を振ったまま子歳の新春を迎えたのですが、この大きな衝撃と続い変転を盛者必滅、諸行無常の感慨に浸ってはいられないのあって、我々診断士はこの混乱時に冷静に対処して職域を通じてチュウ実に健全な社会経済の維持伸長に努めなければならないのです。殊に中小企業は動搖する経済界の影響には鋭敏で感受性が強いのですから経営コンサルタントを以て任ずる我々も想いを茲に致しこの時こそ日頃の研究と経験を生かしその指導を誤らず使命の達成に邁進せねばならないのです。他面独立した自由職業の法的地位を獲得するため火急の緊要事として「診断士法!!」の制定実現に全力を傾注せねばならないのです。この目的貫徹のためには先づ支部の強固な団結を計ると共に中小企業診断士政治連盟を強化することによって政治力を結集することの必要を痛感するものであります。

年頭に際し官庁診断に対する唯一の民間協力者としての使命を達成すると共に他面職域の向上開発に微力を尽すべく決意を新たにします。聊か所信を述べて支部発展のため皆様方の格段のご声援をお願いすると共に末筆ながら各位のご繁栄とご多幸を祈念して年始のご挨拶と致します。

暮らしと経営を固め住民運動をすすめよう

—道はただ一つ、憲法の道—

京都府知事 蟻川虎三

新春にあたり、京都府知事として、新年のごあいさつを申しあげたいと存じます。

まずもって、何よりも、京都府民の皆様に新年のお祝いを申し述べるとともに、今年も皆様はじめご一家のご多幸を祈ってやみません。わたくしも、皆様のご支援とご協力により、京都府知事として、22回目の新年を元気に迎えることができ、こんなうれしいことはありません。ここに改めて、府民の皆様のご厚誼に対し、厚くお礼を申しあげる次第でございます。

ことに、わたくしが、いつも心から感謝しておりますことは、表面に出ることもなく、わたくしたちの知らないところで、わたくしたちがお目にかかったりお話したりするおりもないかたがたが、知事としてのわたくしに大きな力となって協力していただいていることです。わたくしは、そういうかたがたにかつがれている『樽みこし』だと思っております。樽は、少々古くなったかも知れませんが、かつぎ手が正しく、いつも清新はつらつとして、『その道』を進む限り、『樽みこし』であっても『みこし』の役目は十分はたせるものと、わたくしは確信いたしております。

ここに『その道』と申しましたのは、わたくしが、かつて『道はただ一つ、その道をゆく春』といった『その道』であります。それは憲法の道であります。皆様もご承知のように、日本国憲法が施行されまして、今年の5月3日で25年になります。時のたつのは早いものだと思いますが、この平和日本のゆくべき道を示し（前文）、また最高法規として『その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない』（98条）とし、ことに基本的人権の尊重には明確な規定を与えていた日本国憲法がしっかりと守られ、国民の暮らしの中にいきいきとしみこんでいるでしょうか。

わたくしは、けっして憲法25周年記念などというではありません。25年たってもこの調子では、日本は、はたして、平和な民主的な文化的な国として、世界の信頼と尊敬の中で発展してゆくことができるでしょうか。まさりまちがえば、どこかの国のように『戦場』にされるかもしれません。それよりも、世界の人々のうちには、日本の軍国主義を説き、その危険性を強調する人もおります。

また『経済獣』（エコノミック・アニマル）と呼んで、利潤追求にあくなき日本の資本家を非難し、これが、どこかの国のお先棒をかついで、帝国主義的侵略的な土台をつくっているものだといわれるのです。しかも、いい気なもので、日本の経済成長率は高く、経済大国だと思っている人もいるようです。しかし、昨年のニクソン・ショック以来、経済大国の幻影も消えかかったことは事実であります。ただここでハッキリしておかねばならぬことは、『経済大国』は、日本軍国主義と経済獣の合体した呼び名であって、国民の暮らしが豊かな幸福なものになるような、発展した『経済』を意味するものでないことがあります。

現に、国民は低賃金と休みなき労働にあえぎながら、しかも物価騰貴、買える生活物資の不足、公害、交通戦争にいのちがけの暮らしをしていることは、ここに詳しく申しあげるまでもありません。そして、高度経済成長政策の名のもとにインフレを進め、そのインフレの進行によって恐慌の現象を起こしているのであります。わたくしは、皆様もよくご承知のように、ここ5年のあいだ、新年のごあいさつには適当でないとも思いましたが、日本経済が悪く悪く進んでいること、一部の経済獣にはたしかに金もうけの機会かも知れないが、働く大衆、中小企業者や農山漁村の人たちには、経営も暮らしも苦しくなるばかりだから、いろいろ対策を講じ、強く生きる工夫をしようと申してきました。

昨年などは、春になれば景気が回復すると政府機関が発表しましたが、春になってても、夏になっても、しまいには晩秋初冬のころといったのもウソとなり、新春早々、不況は深刻で、いつ回復するか見当がつかぬというあまりありがたくないご託宣であります。しかし、ご託宣がどうあろうと、われわれは生きねばなりませんし、そのためには生産的労働をし、農林漁業から工業まで、中小企業的な経営をやってゆかねばなりません。そして、こうした暮らしや経営のための環境および条件の悪いことを『不況』といっているわけですが、『不況』を克服するためには、『不況』の性質と、これを起こしている原因を追及し、これを排除しなければならないと思います。

こうした考え方から、京都府民の皆様にいろいろ申しあげてまいりました。また京都府は、そのために『行政』としてあらゆる努力をしてきました。府民の皆様も、この好ましくない現実をよく見きわめられて、住民運動として、わたくしたちの暮らしを守り、経営を固めるために、ご精進を願いたいと存じます。

（新春の句に） 初春を賀 茂川に映して 京の山 虎三

「本立ちて道生ず」

京都市中小企業指導所所長 市川正治

昨年8月のニクソンの「ドル防衛」新経済政策の発表によって、日本の経済は大ゆれにゆれました。とくに、中小零細企業のゆれ方はひどいもので、なかには、波をかぶって転覆した企業もありましたし、現に、その危険にさらされている企業も、たくさんあります。

このような情勢に対処して、国や自治体では、公共投資による景気浮揚策や、輸出関連緊急融資など、いろいろの施策を行なっています。しかし、結局は、多少海が荒れても沈没しないような、じょうぶな、安定度の高い企業体质をつくっておくことが、いちばん肝心なことです。自分の体は自分で守らざるをえません。このことは当然のこととして、だれにも異存はないと思われますが、実際には、なかなかそのようにはまいっていないようです。いよいよむつかしい時代に入っていくにあたり、ビジネス・ドクターの機能の重要性を痛感する次第です。

ところで、名医であるためには、単に医学だけにひいでいるだけではなく、物理、化学、生物、心理学など基礎的素養が不可欠の要件だそうです。ビジネス・ドクターにしても、同じことがいえるのではないかでしょうか。単に、財務、税務、会計だけの知識でなく、法律、政治、経済その他基礎的な広い分野の科学的知識が必要です。それがあつてはじめて、適正な調査、診断、治療ができるのではないかでしょうか。

「本立ちて道生ず」といいます。変動して止まない環境のなかにあって、それに対処して経営とくらしを守っていくために、根本をたいせつにしたいと思います。

随筆 “労働時間の短縮”

中村貞次郎

労働時間の短縮が通産省の発想として新聞にのるご時勢である。

週休二日制や、隔週連休制の大企業が珍らしくなり。中小企業でも主として、若年労働者対策からこれにあやかるところが増えてきた。

時短のために月の所定労働時間が短縮されたとしても、こことろ景気が思わしくないので、生産面では苦にならないが、会社のふところ具合は楽でない。

ベースアップをしても、これがコストアップになら無い様に苦心して来たのに追い打ちをかける時短縮が後門の狼である。多くの大企業では<一日休養・一日教養>を目標に、従業員の能力開発など余暇管理対策を打ち出している。ミニ企業の中には、時間外や休日の労働者を使ってけっこう商売をしている。

中小企業の中でも、中の部に属する会社では、余程しっかりした特徴がなければこれから苦しくなる一方であろう。

大企業とミニ企業のみにならない様、官民の協力が望まれる。特に業者の目的努力と不退転の闘志に期待したい。

福笛の福授からん宵戎

掃初めと云ふ程の塵なかりけり

平安の鎮めの神に初詣

俳
吉村句
卯
(城一
乾郎

京都地区登録更新研修了

去る8月4・5・6の3日間にわたって京都府立勤労会館で行なわれた昭和46年度中小企業診断士登録更新研修会は商業部門59名工鉱業部門16名の受講修了者で無事終了いたしました。

修了証明書は、まもなくお手許にとどく筈ですが、登録更新手続に必要ですから、大切にご保存下さい。

公害対策の最近の話題から (1)

京都市衛生局公害対策室
公害調査課主幹 本間信之

- ① 産業廃棄物について……どこまでのものが企業責任なのか、官庁内でも公害担当か清掃担当かなど、争点の多い問題。
- ② 公害防止管理者制度について……企業自らの公害防止組織の整備のために、国家試験はじまる。
- ③ 公害防止の事前相談制度について……工場建設や移転計画にまつわる留意事項のひとつとして。
- ④ 公害防止融資・助成の関連事項……公害規制、義務づけに対応する対策や考え方について。
- ⑤ 公害関係法一覧……去る45年12月25日に、公害対策基本法等の改正を含めた14の法律が公布され、46年5月には環境庁設置法、6月には悪臭防止法、大気・水質・騒音など各防止規制法の施行令・規則、また公害防止組織の整備に関する法律が公布され、京都府条例もこの3月に公布され、その具体的な規制対象項目が規則として近く公布されます。

そこで今までに出揃った公害関係法を体系的に一覧にまとめて末尾に掲げてみました。

1 産業廃棄物について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭45.12.25日)

同施行令・規則(46.9.23日)

事業者の責務として、次の3点を明記しています。
第1…(排出者責任の原則)…事業活動に伴って生ずる廃棄物を、自らの責任において、適正に処理しなければならないこと。

第2…再生利用等、廃棄物の資源化と減量化に努めなければならないこと。

第3…廃棄物処理が困難となることのないように必要な措置を講じなければならないこと。

産業廃棄物とは…特定製造加工業にかかる紙くず・木くず・繊維くず、食品・医薬品・香料の製造業において原料として使用した動・植物に係る固形状の不要物、ゴムくず・金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、畜産農業に係る動物のふん尿・動物死体、ばい煙発生施設からのばいじんで集じん施設によって集められたもの、汚でい・廃油

・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類(など)となっています。

いずれも、市長の許可を受けた処理業者に委託してよいわけであり、広域的に処理することが適當なものについては、地方公共団体が公共サービスとして処理する道も開かれています。ただしこの費用は、「排出者責任の原則」から、事業者が負担すべきものとされています。

一方、地方公共団体においても、産業廃棄物の処理計画を定めるについて、あらかじめ公害基本法第29条によって必置制となった府(市)公害対策審議会の意見をきかなければならず、廃棄物の無害化、安全化等、高度な技術を備えた「公共的な処理施設を整備すべきこと」とされています。

一般廃棄物とは産業廃棄物以外のものをいい、その収集・運搬・処理は市町村の責任ですが、一般住民においても、一般廃棄物について、可燃物と不燃物を別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集め、廃プラスチック類の分別収集に協力する等、清掃事業に対する協力義務が課せられています。

2 公害防止管理者制度について

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(46.6.10日)、同施行令(8.11日)、施行規則(8.13日)

通産省は、公害を発生源で防止することを目的に、「公害防止管理者制度」を発足させ、一定規模以上のばい煙、污水、粉じん、騒音の発生施設をもつ工場は、昭和47年9月10日までに、所定の資格を有する「公害防止管理者」を置かねばならないこととしました。資格認定の国家試験が12月と47年度は6月頃に、また一定の技術資格や学歴、経験年数のある者の資格認定講習は2、3月頃に行なわれます。

全国で2万人余りの管理技術者が急ぎよ養成されることが必要となったわけですが、この12月の第1回試験の受験申込者は12万人とのことで、受験準備講習会が全国各地で行なわれ、参考図書も出廻っていました。

公害防止管理技術者は、工場に常駐勤務することが条件とされ、2以上の工場について同一の者を選任し

てはならないが、事業協同組合等については組合員(従業員50人以下のものに限る)共有で選任できることとされています。また経過措置として、排出水量が500m³/日未満のものは、電気メッキ施設を有するもの以外は、51年3月31日までは有資格者でなくともよいこととされています。

3 公害防止の事前相談制度について

公害発生源に対して、事後の防止対策ではなかなか解決できないので、京都市では昭和43年8月から、公害防止のための事前相談指導として、工場・作業場の建築着工前に、建築確認申請書に基づき、公害防止としての指導を行なっています。

つまり、工場を建築する場合の許可申請手続として、住宅局建築審査課へ建築確認申請書が出されます。そのさい必ず公害対策室公害規制課の方へ書類が回付され、同課で申請者と工事請負業者を交えて審査・指導のうえ、場合によっては公害防除設備の設置や設計変更の条件をつけて、本人により消防署→建築審査課へという経過をとります。

工場移転の場合は、移転先土地の用途地域の適否のほか、必要により区民相談室・保健所のほか関係局を交えて協議し、地元の承諾書(排水が農業用水路にかかるものについては地区農業委員会の承諾も確認)を求めて可否を決定します。

このほか、たとえば騒音のために移転する場合、移転先に下水道がなければ汚水処理対策が必須条件となり、建物つきの土地を買う場合、その建物が建築基準法上の違反建築ではないかなど、融資についても低利な公害融資の対象となりえない場合があることに留意が必要です。

なお、移転融資については、府・市とも各限度額2,000万円、年利5.5%に原則として1.4%の2割引の保証料というわけですが、府下へ移転される場合の融資は、まず府が行なうことにして申し合わせており、移転先が特定地域であるか、計画規模が高額(ただし過大計画でないこと)の場合には、中小企業金融公庫などから補完借入ということになり、いずれの場合も、跡地を処分するものとして減算し、公害対策分と近代化部分とが峻別査定されます。

4 公害防止融資・助成について(追記事項)

公害防止施設についての税法上の減免措置や国・府・市の公害融資制度表については、さきに行なわれた診断士登録更新の研修会(工鉱業部門)でお配りしましたから、ここでは最近注目される2、3の事項をとりあげてみます。

産業廃棄物処理施設について……「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に対応して公害融資対象となります。

公害防止の用に供する分析測定機器について……大気汚染防止法(第16条、ばい煙量等の測定)、水質汚濁防止法(第14条、排出水の汚染状態の測定等)などにより、事業者自らが汚染状態を測定することを義務づけられたのに対応して、公害防止低利融資の対象とされ、特に1基当たり5万円以上(1企業について20万円以上)のものについては、1/2、500万円以内の無利子融資の対象に含まれ、また、事業協同組合等の公害検査室整備費については、1/2を府が補助する制度ができます。

なお、国の中小企業信用保険法における公害防止保険の創設による信用保証協会の保証料20パーセント引き制度についても、産業廃棄物処理施設や分析測定機器が対象に含まれています。なお、国の指定対象以外のものについても、府・市の公害認定あるものにかかる保証料は、京都信用保証協会独自の方式(京都公害方式)により、20パーセント引きとされていることはご承知のとおりです。

(参考事項) 企業側へは自主点検……排出物の測定記録と府県市側へは常時監視の義務づけに伴い、両者の要請を満すものとして、(技術水準の向上と企業経験の交流のネライも含めた防除技術の拠点として)府県別に民間主体、官公庁支援による「公害監視(防止)センター」設置の構想が各地で実現化されつつあります。

通産省の新しい考え方……通産省では47年度の計画として、「公害防止準備金制度」や“無公害生産設備”的導入を促す「公害防止に効果のある生産設備の特別償却制度」のほかに、日本開発銀行の融資対象に、廃プラスチック処理施設と公害防止に効果のある生産設備を追加することを考えています。開銀はおもに大企業向きですが、上記の考え方は、設備技術の開発に関連して、近代化と公害防止とを峻別しなければならない公害融資の今後の課題として注目されます。

公 害 関 係 法 一 覧

公 害 対 策 基 本 法

45.12.25. 改正、施行

<公害の種類>		<主な規制法>	<主な関連法>
規 制	大 気 汚 染	大 気 汚 染 防 止 法 45.12.25改正 46.6.24施行	道 路 交 通 法 道 路 運 送 車両 法
	水 質 汚 濁	水 質 汚 濁 防 止 法 45.12.25制定 46.6.24施行	下 水 道 法 河 川 法
	土 壤 汚 染	農 用 地 の 土 壤 汚 染 防 止 法 45.12.25制定 46.6.5 施 行	海 洋 汚 染 防 止 法 農 草 取 締 法
	騒 音	騒 音 規 制 法 45.12.25改正 46.6.24施行	毒 物 劇 物 取 締 法 自 然 公 園 法
	振 動		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 と畜場法
	地 盤 沈 下	建 築 物 用 地 下 水 採 取 規 制 法	へい獣処理場等に関する法律 工 業 用 水 法
	惡 臭	惡 臭 防 止 法 46.6.1 制 定 1 年 以 内 施 行	砂 利 採 取 法 採 石 法

全般 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

立地規制 都市計画法、建築基準法、近畿圏整備法、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律

助 成 公害防止事業団法
—公害防止事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
—中小企業近代化資金等助成法、中小企業近代化促進法
—所得税法、法人税法、地方税法、租税特別措置法

紛争処理 公害紛争処理法

被害救済 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法

その他 公害防止事業費事業者負担法
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

京都府公害防止条例

あけましておめでとうございます

1972年元旦



(社) 中小企業診断協会京都支部有志

荒尾義晴 京都市下京区下魚棚通堀川西入 TEL 341-5331代	千野陸男 京都市北区紫竹西北町44番地 TEL 492-3561	筈井昌夫 滋賀県草津市草津1丁目8-9 TEL 07756-2-0429代
出井敏夫 京都市中京区竹屋町通富小路東入 大炊町365の1 TEL 222-0558	田畠周一郎 京都市中京区高倉通丸太町下る TEL 241-3361・3362	広瀬来三 京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町 529番地 TEL 222-1075
大木徹 京都市東山区問屋町通五条下る三丁目 TEL 561-7328	橋敏一 京都市上京区丸太町通千本東入る 中務町491-5 TEL 801-8224	菱田多一郎 京都市中京区上押小路通御前東入 TEL 802-0321代~8
大幡義夫 京都市下京区黒門通五条下る TEL 351-2552・6860	中谷弥太郎 京都市下京区東洞院通五条上る TEL 351-8449・2140	堀村清蔵 京都市下京区西洞院通七条上る TEL 361-4455代
黒川倉市 京都市中京区丸太町通東洞院東入る 藤原ビル TEL 211-6010	中塙政計 京都市右京区西院西平町2番地 TEL 312-0525	山下藤三郎 京都市中京区六角通堀川東入越後町 189番地 TEL 221-7411~4
黒崎徳之助 京都市上京区智恵光院通丸太町下る 三筋目東入主税町 TEL 801-0501代	中村外之 京都市下京区富小路通松原下る TEL 351-1450・5230	山本淑郎 京都市北区堀川北大路上る西入 TEL 491-4957
久保文男 (通称 文人) 京都市中京区室町通夷川上る鏡屋町 36の2番地 TEL 231-0403	中村貞次郎 京都市右京区西院三蔵町20 TEL 311-2656代~8	吉村卯一郎 京都市上京区五辻通千本西入風呂屋町 58番地 TEL 461-1872
児島文治郎 京都市左京区松ヶ崎正田町21 TEL 781-5394	中野善藏 京都市上京区西日暮通丸太町下る4丁目 TEL 811-8732・2750	和田忠儀 京都市下京区河原町通六条下る和田ビル TEL 351-7127・361-6970
島津清一郎 京都市下京区堀川通六条下る元日町11 番地 TEL 351-4816・361-6534	西畑好彦 京都市中京区西洞院通二条上る薬師町652 TEL 231-5207・231-7546	

(五十音順)

◎ 支部会員消息

おめでた

府立中小企業総合指導所大倉相談課長補佐、黒川倉市副支部長、長官表彰受賞

大倉栄一郎氏と黒川倉市氏は永年にわたる診断業務により先般、中小企業庁長官表彰の栄に浴されました。両氏に対し心からお祝い申し上げます。

新入会

住は住所・勤は勤務先・準は準会員・()内は登録部門

鈴木 徳重 (工)	住 亀岡市西つつじが丘雲仙台2丁目5-6 勤 東邦窯業(株) 691-3141
吉田 勝 (商)	住 福知山市東長45の2 22-5453 勤 (有)ヨシヤモータース 22-6620
(準)岡村 公夫	住 京都市右京区谷口園町30 462-3921 勤 岡村経営相談所(自営)
(準)飯田 泰輔	住 京都市右京区嵯峨北堀町20-12 872-4812 勤 (株)京都中小企業経営研究所 771-8474
(準)山下 春雄	住 京都市左京区南禅寺草川町78 勤 (株)京都中小企業経営研究所 771-8474
(準)細川 熨	住 京都市下京区西七条西八反田町49 313-7809 勤 細川経営事務所(自営)

退会

もと会員小牧友治氏は去る8月ご病気のため、亡くなられました。ここにつつしんで、おくやみ申し上げます。

◎ お知らせ

「72年会員手帳」を会員各位に無料で配布いたすことになりましたが、未受領の向は至急中谷支部長までお申出下さい。

てーるらんぶ

少しおくれて申しわけありませんが、新年初春号をおとどけいたします。

今回は、とくに実務記事として市・本間氏より有益な資料をいただきましたので、ご参考にして下さい。

年賀広告にご協力いただいた会員各位に厚くお礼申し上げます。

まだまだ貧弱な会報ですが、どうか、どしどしご意見、原稿をいただけますよう編しゅう委員一同お待ちして居ります。

編しゅう委員 荒尾義晴・久保文人・和田忠儀

診断京都 (第4巻 第1号)

昭和47年1月1日発行

社団法人 中小企業診断協会京都支部
〒600 京都市下京区東洞院通五条上る 深草町574
電話 (075) 351-8449

印刷所 三輪印刷所
電話 (075) 771-1090・3646